

平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果

1 公共用水域の水質

(1) 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力し、測定を実施した。

ア 対象項目

(7) 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)等11項目)

(イ) 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等28項目)、要測定指標(透明度等3項目)及びその他項目(銅等9項目)

イ 測定方法

県下160地点(内訳は表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

区分	県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)
※ () は環境基準点の再掲					

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年2～18回
要監視項目	年1回
要測定指標	年4～18回
その他項目	年1～18回

(2) 結果

ア 健康項目

健康項目は、平成24年度と同様、すべての水域で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(7) BOD及びCOD

a 河川のBODは、31水域のうち30水域で環境基準を達成した。
(達成率:97%)

b 児島湖のCOD(化学的酸素要求量)は、環境基準を達成しなかった。
(COD値は7.4mg/Lと平成24年度の7.7mg/Lからやや改善した。)

c 海域のCODは、10水域のうち5水域で環境基準を達成した。

(達成率:50%)

(イ) 全窒素及び全りん

- a 児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。
- b 海域の全窒素は8水域すべてで環境基準を達成し、全りんは8水域のうち7水域で環境基準を達成した。(全りんの達成率:88%)

(ウ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表3のとおりであった。

表3 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	91.4 %	96.1 %	100 %	60.5 %	-
湖沼	59.7 %	100 %	54.2 %	-	-
海域	92.2 %	85.3 %	-	99.2 %	100 %

※ 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したものの。

ウ 要監視項目

全マンガンが海域1地点で、ウランが海域11地点で、国の指針値を超過した。原因としては、いずれも自然由来と考えられる。

全マンガン及びウラン以外の項目で、指針値が設定されているクロロホルム等24項目は、いずれも指針値に適合していた。指針値が設定されていないニッケル等2項目は、いずれも不検出であった。

(3) 今後の対応

引き続き公共用水域の水質の測定を行い、実態の把握に努めるとともに、岡山県第7次水質総量削減計画、児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画等に基づく施策により、環境基準の達成率の向上を図る。

2 地下水の水質

(1) 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して測定を実施した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等24項目)

イ 測定方法

表4のとおり、県下31地点において概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された13地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表5のとおりである。

表4 測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	7	4	13
合計	21	13	10	44

表5 測定項目及び頻度

区分	測定項目	測定頻度
概況調査	環境基準項目，要監視項目	年1回
継続監視調査	環境基準項目	年1～2回

(2) 結果

ア 概況調査

31地点のうち1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。原因については、岡山市で調査中である。

また、要監視項目は2地点で測定を行ったが、24項目すべてで不検出であった。

イ 継続監視調査

以前に汚染が確認され、周辺調査が終了している13地点のうち7地点で環境基準を超過し、汚染の継続が確認された。原因については、これまでと同様にそれぞれ事業場由来、自然由来と検証されている。

(3) 今後の対応

事業場が原因の汚染の場合には、事業場に対して浄化指導を行うとともに、引き続き地下水の水質の測定を行い、実態の把握に努める。